

西内(健)委員長

時間も少し早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。
それではただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開催いたします。
本日は、議会のデジタル化について御講演をいただき、その後、御協議願うため、お集まりいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力を願います。

1. 全国都道府県議会のデジタル化の状況について

(1) 全国都道府県議会議長会における議会のデジタル化に関する検討

西内(健)委員長

本日の小委員会では、全国都道府県議会議長会（以下、「全議」とする。）のアドバイザーを参考人として招致して、全議におけるデジタル化の議論について、聞き取りを行うこととしておりました。
このため、正副委員長で調整の上、全議の議会デジタル化支援アドバイザーでおられる廣川聡美様にお越しいただき、御講演をいただくこととさせていただきます。
御講演に先立ち、全議における議会のデジタル化に関する検討の経過について、事務局から説明を行い、その後、御講演に移らせていただきたいと思います。
それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

書記

ここで参考までに、全議における議会のデジタル化に向けた動きについて、御紹介させていただきます。
現在、全議において、都道府県議会のデジタル化に関する課題の検討がされております。
資料1をお開きください。
資料1が、そうした全議のこれまでの経過をまとめたものでございます。資料1の1ページの表の中、左側にありますように各県議会の実情に応じてデジタル化が推進されるよう、議会の運営などのデジタル化に関する方策を検討し、またそうした動きが円滑に行えるよう、国への働きかけをしていくこと等を目的として、令和3年1月、議長等6名で構成されるデジタル化推進本部が設置され、その下に、表の右側にありますように、有識者5名による専門委員会が設置されました。
なお、本日御講演いただきます廣川様は、この専門委員会の委員でいらっしゃいます。
そして、表の下の丸にありますように、地方議会や議員のデジタル化の論点や推進の課題、今後の取組を提言します報告書が専門委員会に取りまとめられ、推進本部に提出されております。
その報告書の概要が資料2、報告書本文が資料3となっております。なお、この概要と報告書につきましては、昨年、全議員へ配布させていただいております。
そして、資料1の一番下の丸にありますとおり、専門委員会では引き続きオンライン委員会などの地方議会のデジタル化に関する実務的な課題の専門的な調査研究が委嘱されておりました。検討が行われ、裏のページにありますとおり、先月、オンライン委員会に係る課題や留意点をまとめた報告書が取りまとめられたところでございます。
なお、全議としましては、昨年の専門委員会からの報告を受けまして、令和3年7月の定期総会において資料4にありますとおり地方議会のデジタル化推進に関

する決議を決定し、地方議会のデジタル化が効果的に推進されるよう、国に対して、デジタル人材の確保や制度の改正、財源の確保といった要望活動を行っています。

そして全議では、本年度から地方議会へのデジタル化推進の支援の一つとして、議会デジタル化支援アドバイザーを設置し、各県議会に対する研修や相談支援を行っています。廣川様は、このアドバイザーにも御就任されています。

以上が、全議における動きでございます。

ここで、残りの資料の説明をさせていただきますが、資料5は、本日御講演をいただきます廣川様の略歴でございます。また資料6は、御講演の際の資料となっております。

以上でございます。

西内(健)委員長

それでは、講演に移りたいと存じます。

本日は、全議の議会デジタル化支援アドバイザーであります廣川聡美様を参考人として招致し、「全国都道府県議会議長会における議会のデジタル化に関する議論及び全国の動き等について」御講演をいただきます。

御講演に先立ち、廣川聡美様の御紹介をさせていただきます。

廣川様は、1975年から2012年まで神奈川県横須賀市役所で勤務され、在職中は財政課、企画調整課等を経て、情報政策課長、企画調整部長、副市長を務められました。現在は、関東学院大学法学部地域創生学科で客員教授を務められています。廣川様の御専門は、地域情報化の計画策定ということで、これまでも国のIT戦略の今後のあり方に関する専門調査会委員など、さまざまな委員会の委員に就任をされておられます。昨年度から全議のデジタル化専門委員会委員に就任されておられ、本年度からは議会デジタル化支援アドバイザーとしても御活躍されておられます。

なお、本日の御講演は、講演を50分程度、その後、質疑を40分程度、全体で1時間30分の予定をしておりますので、委員の皆さんの御協力をお願いいたします。

廣川様には御了承いただいておりますが、出席いただいている議員以外の議員の方々にも御覧いただけるよう、本日の御講演の部分を撮影させていただくことでしょうか。

(異議なし)

西内(健)委員長

御了承いただきましたので、撮影させていただくことといたします。なお、撮影した映像の保存場所等については、改めて事務局から連絡させることとします。

本日の御講演では、議会のデジタル化を推進するに当たっての課題や、全国の都道府県議会のデジタル化に関する動向などについてお聞きできるのではないかと、大いに期待をしているところであります。

それでは、廣川様、よろしくお願いいたします。

(2) 講演「全国都道府県議会議長会における議会のデジタル化に関する議論及び全国の動き等について」

廣川アドバイザー

廣川でございます。本日はお招きにありがとうございます。光栄でございます。お時間をいただきましたので、ただいま委員長からお話ございま

したけれども、議長会の動きでありますとか、あるいは全国の動き等々につきましてお話をさせていただきたいと思えます。

タイトルとしては、先ほど申し上げましたけれどもデジタル化に関する議論、これは全国の議長会を中心に、各都道府県議会等で始まっています。その様子、それから、全国でどんな動きがあるのか、あとは議会のデジタル化というのはどういう意味があるのかというようなお話について、今日は御報告をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

前の画面とお手元の資料同じものですから、こんなふうにして指ささせていただきまますので、この辺をということで、できれば前の画面を見ていただければと思えます。

まず、議会のデジタル化とはというテーマで、ちょっとだけお話しさせていただきたいと思えます。

まず、なんでこういう話があちこちで検討され始めているのか、その背景についてお話をしたいと思えますけれども、ずばり言ってコロナなんですね。新型コロナ。もちろんその新型コロナというのは一つのきっかけであって、これで問題点が顕在化したということではあるんですけども、大きなきっかけになっています。

まずは、議会についてどういうふうなことがあったのかということ、蔓延防止策が、特に去年一昨年くらいからずっと続いているわけですけども、議会が開けない。そして中には、濃厚接触者になられてしまって、自分はそんなに悪くないんだけど、具合が悪いわけじゃないんだけども出席ができない議員もたくさんおられたと思えます。そういうようなことがあった中で、長の専決処分というのが頻繁に出されました。東京都の場合は、確か令和2年から3年にかけて20回くらい連続で専決処分があって、それでだいぶ問題になったと思えます。もちろんああいう事態ですから、これは致し方ないという面ももちろんあります。しかし、それでいかがなものであろうかという議論があったのは、皆様御承知のとおりでございます。じゃあ今後そういうことはないだろうかということ、コロナがそう頻繁に何回もくるとは限りませんが、しかし災害が起きて、例えば震災が起きるとかあるいは風水害が起きるとかというようなことは、これはないとは言えない。そういったときにじゃあどうするんだということを考えたときに、ひとつその、いろいろ検討する必要があるんじゃないかというのが1点目。

2点目は、同じく執行部の側ですけども、行政のデジタル改革について社会的な要請が強くありました。これは覚えておられるかもわかりませんが、最初に10万円の交付金を配ろうとした。あのときにうまくいかなかった。手続がうまくいかなかった。それが何でかということ、国と地方がうまく繋がっていなかったのが最大の原因なんです。まして、個人の銀行口座にも繋がってなかった。もちろんそれは修正をなされたんですけども、しかしその反省の上に立ってみると、ほかにもどうもいろいろバラバラなことがあるだろう。そういうことをちょっとよく反省をしようじゃないかということで、国でもそういう議論がなされました。その結果として、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選べる、そして多様な幸せが実現できる社会の実現に取り組むということ、政府の基本方針として、決定がなされています。

じゃあ実際はどうかと。これは住民に身近な自治体のDXというのが、さらにもっと喫緊の課題ということが言えると思えます。

じゃあ、議会の課題はどうかという、今お話をしたような、危機への柔軟な対応。例えば風水害等があって道路が寸断されてしまって、ちょっと議場に出れないという方も、これはそういうことがなければいいんですけども、そういうことがあるかもしれない。そういうときに、じゃあどうするんだという。これは対応する必要があります。

それから、これは執行部もそうなんですけれども、対面でなければ受け付けません。書面でなければ受け付けません。あるいは、物理的な場とか時間をそこでなければできませんよというようなですね手続。これ、ちょっと見直したほうがいいんじゃないだろうか。ということが言えると思います。請願の提出の仕方ですとかね。いろいろあるんだろうと思います。

それから、データ、これは根拠という意味ですけども、データに基づいた議論とか意思決定、これはもちろんですね、執行部の側も根拠に基づいた議案を提出してですね、予算案等を提出して、それに対して議会で慎重に審議をされているというのは承知をしておりますけれども、しかし、さらにですね、常にしっかりと根拠に基づいた議論とか意思決定をすべきではないかと、ということが今言われています。

あるいは、議会でどういう議論があったか、そのときに意思決定するためにですね、いろんな意見があって、それを調整をした結果、こういうことになったんだということですね、しっかりと住民に説明する必要があるだろう。これは、誰が考えてもそうだと思う、もちろんそういう議案はあると思いますけれども、なかなか賛否両論が入り交じったようなそういう議論ももちろんあると思いますね。そういうことについて、どういう経過でこうなったんだということが、やっぱりしっかり説明すべきであるし、そうできるべきだと思います。あるいは、多様な接点、接点というのは、タッチングポイントとかチャンネルと言ってもいいと思うんですけども。いろんな接点、機会による住民の声の聴取。議員の皆さんもいろんな形で住民の声を汲み上げておいでになると思います。いろんな機会があってそこに出席されるとか、あるいは電話がかかってきて声を聴かれるとか、いろんなのがあつて、あるいは最近インターネットでSNSというのをを使って、いろんな声を集められている方もいます。それは、それぞれおやりになられていると思うんですけども、しかし、できるだけ多様な手段で、いろんな人の声を聴いてみるということこれを以上に取り組んでいく必要があるんじゃないのかなあというふうに思います。

それから、県政への理解と参加意識の拡大。これももちろんです。それから、人口減少による担い手の不足。これは、こちらの県ではそんなことはないんだろうと思いますけれども、やっぱり人口の少ない地域に行くんですね、議員のなり手がないうという、これは小規模な団体ですけども、そういう話も最近ちらほら聞くようになりました。こういうことに対応していく必要があるだろうということです。

目的と意義は何だろう。議会のデジタル化の目的と意義を考えてみます。

そうすると、今お話をした問題点をですね、どう解決するかという話ではあるんですけども、議会の機能強化、議会のDXというふうに言わせていただいていますけれども、議会、それから議員の活動をデジタルにより強化をする。地理的な制約ですとか、時間的な制約をデジタルにより克服する。やっぱり生身の人間ですから、一遍に何箇所も違うところには行けないわけですよ。まして交通の渋滞を

しているとかですね、何かがあって通行止めになっているということがないとは言えませんから、そういう時間とか、あるいはできるだけ、その制約を解き放てるようなそういう措置をしながら、これはですね、デジタルで可能です。そして、より密度の濃い、充実した活動を実現していく。

それからコロナとかあるいはいろんな災害の危機に強い。それから議論、これは会議という意味ですけれども、本会議とかあるいは委員会に参加しやすい。で、何らかの制約、これは体の調子が悪いとか、あるいは育児に専念をしなければいけないとか、介護、お年寄りを抱えているとか、そういう事情はそれぞれの議員さんごとです、そういう事情がある方もおいでになるのではないかと思います。そのために会議に出席ができないということももしかするとあるかもしれませんが、そういう事情を限りなく乗り越えて、出席ができる、議論に参加ができるということは、やっぱりこれはもう目的の大事なポイントだと思います。

それから2番目ですけれども、住民と議会の関係の再構築、住民から信頼をされる、住民の声が届く。住民と議会の距離を縮める。これは特にですね、基礎自治体である市町村の場合にはですね、比較的近くにいるという感覚があると思うんですけれども、都道府県の場合にはちょっと距離があるかなというふうに受け止めている住民の方が多いんじゃないでしょうか。そのまま置いとくわけにはいなくてですね、できるだけその距離を縮めていく必要があるだろうというふうに思います。

それから議会活動の情報のオープン化、これは紙の、議会報とかですね、議会だより、これはもちろん配布をされていると思いますし、それもインターネットです、これは全都道府県、これインターネット発信をされていますけれども、さらに、議会のウェブサイトとかですね、あるいはSNSを併用されて、もっときめ細かくですね、情報発信をしておられる団体もあります。議会もあります。あるいは住民との双方向のコミュニケーション、オンラインによる議会報告会、これをおられる団体もあります。これは質問があればですねオンラインで受け付けるんですね。そういうのとかあるいは子供議会、子供議会もオンラインでできるようになっています。そういうことをやられているところがあります。双方向のコミュニケーションで、より住民との距離を縮める。直接対話できる機会を拡大していくことは大事だというふうに思います。

これなぜこう申し上げるのかっていうと、割とですね、いろんな集会に出ていただけの世代というのは出てくれるんですけども、しかし若い世代というのはですねなかなか出てくれない。町内会の集まりだとかっていうところにもですね、なかなか足が運びにくいという方も多いと思います。そうした方々はしかし、インターネットであればですね、これはスマホを使って、こういうことなんだなということですね参加をしてくれる、記事も読んでくれる。

そうしたところを、今まで、あまり接触のなかった層とですね、ぜひ連携を図っていくということはすごく大事なだろうというふうに思います。まして、選挙年齢も下がったわけですから、その中でますますですね、若い人を対象にいろいろ考えていく、そういう時代が来ているんだろうというふうに思います。

それからデータに基づいた議論、意思決定。さっきもちょっと申し上げましたけれども、多様なデータとか情報を活用できる。これはもちろん、いろんな情報、これは、執行部に注文をしてですね、いろんなデータを出してくれということでそれ日頃からおやりになっておられると思いますけれども、しかしもっといろんなデー

タがいろいろあちこち探すとですねいろんなところにあります。統計情報とかですね、国の持っている統計とかいろんなデータを活用することによって、どうやってより良いまちづくりができるんだろうかということですね。情報とデータを活用しながら、これからの政策立案を図っていくということも大事です。

あるいは議論、これ議会での議論、それから意思決定の過程の説明責任というのはこれもちろん重要です。

あるいは調査研究等の質の向上、範囲の拡大。これも、いろんな形で調査研究をされていると思います。この質、幅はともにですね、広がってまいります。最近参考人招致とかですね、あるいは委員会の視察等をオンラインで始められているという都道府県議会もあります。それですと、割と、何か、コースを考えなくてもですね、同じ時間帯で、日本の各地の参考人と結んで、効率よく話を聞くことが可能になります。

ちょっと話がそれますけれども、行政のデジタル化と議会のデジタル化という、お話をしたいと思います。

こちらはですね、昨年9月1日に施行されたデジタル社会形成基本法という法律です。これはいわゆるIT基本法というふうに簡単に言われていますけれども、この法律の前身になるのが、西暦2000年、約20年前にですね、高度情報通信ネットワーク社会形成法というですね、この法律の前の法律になりますけれども、それができました。それから約20年経ちます。その間どうなったか。その前の法律は、どういう法律だったかという、まだまだ日本中にインターネットをこれから引こうというそういう段階です。光ケーブルを全国津々浦々に引く。いろんな基盤整備をする。無線のネットワークもある。そういうことをこれから取り組んでいこうというですね、こういう法律で、それが着々と成果を上げてきました。ですから、今日日本で、場所によってどうしてもない部分もあるかもしれませんが、でもほとんどの場所には、高速のインターネットが普及をしている、そういう状況になっています。しかし、さっきからお話をするようなデータの活用とか、それから、国民の利便性がどう高まったのかということになると、クエスチョンがきます。これは先進国の調査があるんですけども、先進国の調査の中でも、毎回調査のたびにですね悪くなっています。電子政府という意味でいうと日本はたしか17番目だったかなんかなんですよ。で、国全体ということでは二十何番目になっています。北欧のほうが進んでいるんですね。この進んでいる進んでいない話は、今日は置いときます。置いときますけれども、それが、いわゆるデジタル敗戦という言葉になっています。せっかくいろんなことで取り組んできたのにどうなんだ。という最初にちょっと背景のところでお話をしましたけれど、うまく使えてない。特にデータ活用とかですね、あるいは多様な情報とか知識、これをうまく入手をして共有をしてあるいは発信をして活用していく。これが必要だろう。こういうことができるのはデジタル社会で、それをしっかりと、もう一回、性根を入れ直して作り直すんだということがですね、この法律でうたわれています。これにキーワードがあります。ゆとりと豊かさ、活力ある地域社会、安全で安心、格差の是正、これはまさしく基本理念であります。これを、こういう社会をつくらうと。そして地方公共団体の役割は何かって言ったら、これをブレークダウンしてですね、身近な国民の利便性の向上であり、行政運営を簡素化したり効率化をしたり、透明性を向上したりして、あるいは、公正な給付と負担を確保することによって、こういう基本理念をですね、

地域ごとにそれぞれ達成していこうではないかというのが、この話です。

さて、自治体DX推進計画というのがですね、これは令和2年12月に総務省で出されています。これは今の法律、昨年なんですけれども、それに先立ってですね、自治体のDXの推進をするという、こういう計画が、これ政府で決定をされていますけれども、自治体におけるDX推進の意味、デジタル技術を導入するのだけれども、そのときに制度とか組織の在り方をデジタルに合わせて変革をしていく。この話が大事なポイントです。デジタルに合わせるっていうのは何かっていうと、単に技術導入するだけだと、今までのやり方をしているだけだとですね、ちょっと楽になるかな、ちょっとよくなるかもという程度で根本的にはよくなる。よくなるんですけれども、やり方そのものを根本的に変える。それによってですね、根本的に変えていこうというのが、この自治体におけるDXの考え方です。

そこにあるのは目指すべきデジタル社会のビジョン、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化。これ、すごく大事なキーワードです。これは、執行部の側のキーワードではありますけれども、これ、我が国全体のキーワードです。誰一人取り残さない。誰一人というのは誰かっていうと、これは、議員の誰一人ということでもあるわけですし、住民の誰一人という意味でもあります。みんなと一緒にデジタル社会に移行するんだというのがですね、この法律・計画の考え方なんです。みんな取り残さないよ。これは大事です。この考え方というのは、デジタルインクルージョンという考え方です。ここにはちょっと書いていませんけれど、デジタルインクルージョンっていうのは、もともとはソーシャルインクルージョンというですね、言葉があるんですけれども、ソーシャルインクルージョンといいます社会的包摂という考え方です。誰も取り残さないでみんな一緒にデジタル社会に移行するんだ。デジタル社会っていうのは、言ってみれば昔あった産業革命となぞらえて議論もされますけれども、その中で取り残される人のないようにですね、変えていかなければいけないんだということです。ですから、自治体においてはですね、具体的にどうするんだということになりますけれども住民の利便性、業務の効率化、行政サービスのさらなる向上、そして、行政の効率化、高度化、民間ビジネスなどの新たな価値の創出につなげていくんだと。こういうことにあわせて取り組んでいくんだということですね、ここで述べられています。ここで大事なのはですね、デジタルトランスフォーメーション、これスウェーデンの大学の先生が言ったことなんですけれども、ICT、デジタル技術をしてこにした変革により、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させる。このデジタル技術ICTをしてこにした変化、これはですね私自身も、自分の勤めてきた横須賀市役所のデジタル化という、その頃はICT化というふうに言いました。情報化というふうに言いましたけれども、いろんな形で進めてきたつもりではあるんですけれども、しかしじゃ、根本的にですね、業務のやり方だとか組織のあるやり方、組織風土改革できたかって言われると内心じくじたるものがあります。なかなか思うようにいかなかった。何がなかったって言ったら、前のまんま判こを押す、そういうことはあんまり変わっていません。あるいは、手数料、窓口でいただきますよね、証明発行の手数料。これも、相変わらず現金でいただいていたんですね、それも最近では変わったんですけれども。そういうことを一つずつ変えていくことによって、役所に来なくていいんじゃないか、役場にわざわざ来なくていいんじゃないか。今どきですね、電話したり、あるいはインターネットで、宅配でいろんなものを持ってきてもらえる時代です。何で

役所だけ行かなきゃいけないのかという声ですね、いっぱいあります。それを変えていくんだ。そのためには、デジタル技術を上手に活用していくんだということを進めていかないとはいけません。

自治体DXの主な内容です。ここはもう執行部の話ですから余り詳しい話はしませんけれども、手続とかサービスのオンライン化、この手続、サービスのオンライン化についてはですね毎年のように政府に対して経団連や経済団体から要望が出てます。だんだんに実現ができていますけれども、例えば輸入免許をもっと簡単にできないのか、契約書類は紙じゃなきゃいけないのか、というようなことをですね毎年のように要望を出されて、でも少しずつは改善されています。そういうことを変えていかないとはいけません。

それから、技術の導入をてこにした役所の改革。

3番目ですけれどもデータを活用したまちの課題を解決をしていく。こういうことを経ていかないとはいけません。

じゃ、議会のデジタル化DXは何なのかというと、これは、さっきお話をしたので、くどくど言いませんけれども、人口減少、少子高齢化。それから社会経済構造や人々の働き方とか暮らしの仕方、変わってきてます。自然災害、感染症、いろんな危機事案が頻発をしています。これにやっぱり、ちゃんと議会も対応していかなくちゃいけない。その変化に、やっぱり対応していかないといけないんじゃないだろうか。そのやり方は、デジタルだけではないと思います。ほかにもやり方があると思うんですけれども、ここではデジタル化を上手に使っていったらいいんじゃないかというお話をさせていただきたいと思います。

デジタル化の方向性です。情報共有を円滑にする、迅速にする、この情報共有というのは、これは、議員さん同士の情報共有、同じ会派の議員さんの中での情報共有、議員さんと議会事務局の間の情報共有とかですね、執行部との情報共有とかいろんな共有の仕方があると思うんですけど、紙じゃなきゃできないとか、それから、何か、平日の時間内じゃなきゃ駄目とか。時間外の仕事しろという、執行部が怒っちゃいますから、あんまりそういうことは言えませんが、もうちょっとスムーズなやり方が可能だろうというふうに思います。

それから会議の高度化、効率化。それから議会活動の見える化、透明化をする。どういう活動をしているんだろう。この中に見える化、透明化という言葉の中にはですね、政務活動費の透明化ということも含まれています。

それから住民とのコミュニケーションの高度化。今までのやり方ではアクセスができないそういう住民の層と、その声をいかに酌み上げていくか。集会に出てくれない。あるいは、出たくても出れない。仕事が忙しくて出れない。そういう人たちの声というのをどうやって聞いていったらいいかって言ったらその一つ的手段として、スマホがあつたりインターネットがあつたりするんだと思います。

それから住民とか町の課題の発掘発見。これは例えばですね、議会の議事録で、どなたがどういう発言をされたという議事録になってますよね。それを全部ざあと単語を並べてみて、地名を引っ張り出すんです。高知県内の地名、頻繁に出てくる地名というのは議論によく出てくる地名。その場所が、熱心な議員さんがその話を取り上げるか、あるいは何か問題があるか、どっちかなんだろうと思うんですね。逆に言うと何にも出てこない地名ももしかするとあるかもしれません。その町のことはどうなんだろうって、考えてみるっていうのも一つの重要な議論のきっかけに

なっていくんじゃないのかなと私は思います。

デジタル化の推進事例。ここでは茨城県の事例、それから鳥取県の事例で二つ、御報告をしたいと思えますけれども。茨城県、これはですね、県議会のICT化検討会議という議員さん12人、途中では何か1人減らされて、11人になられたんだということですが、いろんなことをされてきました。令和2年からですね。タブレット端末の導入。これ検討会議からの総意としてですね、議長に答申をされました。議運で導入が決定をされて、予算化を経てですね、2020年の6月に導入をした。同時に議員さんの研修も実施。6月議会から、6つの常任委員会で試行を開始した。これペーパーレスの会議という意味ですね。ペーパーレス会議をやってみようということで、始めました。その結果、これはできるんじゃないかということがあったので、9月定例会からですね本会議で利用、始まったと、こういうことです。ただですね、これは全部一遍にペーパーレスにしたわけではありません。これは58人議員がおられるんですけども、そのうち19人の方々にはですね、やっぱり紙のほうがいいかなということで、データもちろん差し上げるんですけど紙もあわせて配付をします。このペーパーレスというのはですね、あんまり急激に考えると、中には目の悪い人もいます。私も最近見えづらくなってきて何かあまり細かい字はよく読めなかったりするんですけど。やっぱり人によってはね、特に予算の資料なんていうのは、やっぱり紙じゃないと見づらいものもあります。ですから、何でもかんでも一遍に紙をなくすということじゃなくて、併用していく。で、何がペーパーレスにするといいのかっていうと、後になって管理するのは楽なんです。終わってから。これ何年分も、自宅に置いといたら大変なことになりますから。そういうことを考えると、いやそれはコンピューターの中にあるよと。2、3年前の分はこれはこれでいいんだ。去年の分はもしかすると今年と合わせて見比べる必要があるから1年分ぐらい用意しておこうとか、それはもう御自分でですね、お考えいただければいいことだろうというふうに思います。そのときに、茨城県の場合はタブレット端末というですね、こういう端末を選択されました。これはいろんな選択の仕方があるんで、それはそれぞれの議会でお考えいただけると思いますけれども。ペーパーレスの会議をやるということを考えるとこのタブレット端末っていうのが割といい選択だろうというふうに思います。御自分でガンガンと資料を作ったりということになるとパソコンのほうがいいという人も、中にはいますから、これは、どれがいいかってのは、私が、あながち一概には申し上げられませんが、そうした中で活用をさらに図るとすると、招集通告とかですね、欠席早退届とか、あるいは発言通告もデジタル化でやるとかですね。これだんだんに今度は、執行部とのやりとり、これについて教えてほしいということ、管理職、執行部の誰かにですね、連絡をしてそれで今返事をもらうとかっていうことが、これまで以上に簡単にできてくると思います。そういうことも合わせ技で考えていく。それからオンライン委員会です。オンライン委員会、これは2020年6月に、6つの常任委員会で試行を実施しました。そうした中でいろいろ試しながらですね、9月に、委員会条例を改正した。そのときにマニュアルもつくり、それから議員さんの研修も行って、そして、21年の3月に総務企画常任委員会で本格実施、さらにはですね、4月には議運で本格実施をし、さらにはこれから、いろんな段階でですね、本格実施を進めていくということでもありますし。それからさっきの私が申し上げましたけれども参考人聴取とかですね、委員会視察への活用、こういうことも合わ

せ技で進めています。

こちらはですね、茨城県議会のこの委員会条例がこんなふうにして改正をされたということで、改正の例です。ここではですね感染症の蔓延防止、大規模な災害、その他特に必要がある場合、このときにこういう状況だということがあってですね、それで、これ開く必要があるということを委員長が決めるんですね。で、こういう条例でこれはほかの都道府県もですね、同じような条例がありますけど、若干この事由が少し違うだけで、条例そのものは同じような条例です。

鳥取県の事例です。鳥取県は2019年11月に導入を決定。そして2020年10月から導入をして、そのときに、議員さんの研修もしています。20年11月からは、4常任委員会で試行の実施をし、今年度から本格運用するんだということでスタートをしています。これも、鳥取県議会の条例です。ここでは重大な感染症の蔓延防止、大規模災害、その他ということで、さっきの茨城県と似てますよね事由がね。

これは、例えば大阪府はですね、子育て・介護ってのが入っています。入っているところもあります。

委員会のオンライン開催、これは先ほど事務局から報告がありましたけれども、全議の場でですね検討が進んで報告を提出したところでもありますけれども、オンライン委員会の意義でございます。これはいろんな状況、不測の事態等にもですね、委員会が開会できるということでもありますし、したくてもできない、いろんな理由があると思いますけれども、そういった場合にもですね、出席がオンラインで可能になるということでもあります。また有識者からの意見聴取とか、あるいは議案の説明会とかですね、執行部との勉強会等に活用することができます。特に議案の説明会等はですね、皆さん一堂に会して説明を聞かれているんだろうというふうに思いますけれども、説明聞くだけであればですね、これはオンラインというか、録画で聞いても済むケースもありますから、いろいろ活用が可能ですよね。ぜひですね、御検討いただければというふうに思います。特に地方公共団体の意思決定を行う議会は、コロナ禍あるいは災害時等においてもですね、その役割を最大限に果たす、そのことが求められているというのが、専門委員会の報告の骨子であります。

オンライン委員会の推進状況です。現在、開催を認めている都道府県議会ですけれども、16です。ここに記載のとおりなんですけれども。この理由としては、重大な感染症の蔓延防止、大規模災害、それから育児・介護ですね。これ、例えば大阪府とかですね、幾つかあります。その他というのは想定できないんでその他というふうに書いてあるというふうに理解をしています。こういった中で、進めていこうということなんですけれども、これ国の考え方はどうかというと、これは総務省からですね、問い合わせに対して、回答があったんですけども、委員会のオンライン開催はこれは大丈夫ですよ。地方自治法に抵触しません、現状でできます。ただ本会議についてはですね、ちょっと待ってください。これは憲法にですね、本会議については出席を要するというものになっていて、その出席というのは、その場に出席をすること、という解釈と捉えられています。ただこれが、国でも議論が始まっています、衆議院のですね、憲法審査会の中での議論ですけどもこれは見直すべきということがこの4月にですね、話として出ておまして、そうした中で今後ですね、そうなるかどうかは別にしまして、検討が国会でなされるということでもあります。

具体的にそれじゃどういうふうにして進めていったらいいんだということであり

ますけれども、推進手順をまとめてみました。

まずは機運の醸成です。今日、私がお招きにあずかりましてですね報告させていただいてますけど、いろんな事例をですね、お調べになって、そして、高知県にとってはどういう形が1番いいんだろうかということをお考えいただくと同時にですね、これはいろいろ議論をしていくべきだと思います。議論をしていくべきというのは、これは検討組織が中心となり、議会全体で議論と書いてありますけれども、これは本会議で議論するとかっていう意味合いで書いてあるわけじゃなくて、皆さん会派に持ち帰っていただいてですね、そこでこういうことが委員会に出ていけれども、どうだろうねって話を、そこで議論をしていって。そうしてまた持ってきていただいてさらに議論を深めていただくのがいいんじゃないかなと。これは失礼な言い方ですけども、こういうふうにするといいんじゃないかなということで申し上げました。そのときに、試しにやってみるといいと思います。オンライン会議のデモとかトライアル。これは既にパソコンを御活用の議員の皆さんはですね、もう既に自分でも使ってるよという方もおいでになると思いますけれども、でもやってみたら意外と簡単だということですね、お気づきいただくと、そういうことねということがですね、分かっていただけだと思います。これはですね、実はすごい恐ろしいことがあって、私の家の近所の老人会の方々がですね、何とスマホに向かって顔を向けてですね、スマホでオンライン会議やっているんですよ。話している内容はくだらない話なんです。なんですけど、でも、私もね大体今どれぐらいかお分かりになると思いますから。それよりも、年齢の高い層の人たちがですね、平気でやっています。ですからやれば意外と簡単。使ってみたら、何か割と簡単だよねっていうことをですね、まず理解をしてもらって、それを、じゃあ委員会だったらどんなふうになるのねってというイメージを、つくっていただけるといいんじゃないのかなというふうに思います。

それから2番目ですけど基本方針案の策定と決定。デジタル化、どういう目的で、どういう目標でですね、どういう範囲で、どんな感じでやっていったらいいんだろうねということを議論を深めていただきたいというふうに思います。そしてそのためにはいろんなルールがあります。ルールというのが、例えば委員会室、あるいは本会議場にですね、パソコンとか端末を持ち込んでいいのか悪いのかって議論から、スタートをする必要があると思います。これが必ずしも全国を見渡すと、本会議場に、そういうICT機器をですね、持ち込んではいけないということになっている議会もいまだにあります。ですから、それがどちらがいいのか悪いのかって、これは議論をしていただきたいんですけども、有効性を考えていただいてですね、効率とか、あるいは議論に、いかにその議会の進行に役立つかということをお考えをいただいた中で、そのルールを決めていただいて、方針を決めていただく必要があります。それからそれに合わせてですね、議会条例、あるいは委員会条例みたいなものをですね、これは改正をしていく必要がありますし、さらに個人情報保護についてはですね、これは独自に議会として、しっかりと、条例なり規則なりで決めていく必要があります。

次にデジタル技術。技術の整備導入を図ります。これはお金もかかるわけですから、利用頻度の高いと思われるリリースから逐次導入をするスモールスタートをお薦めします。使えたら、さらに次に行こうと。いうことが1番、現実的だと思いますし、習熟度に合わせてステップアップをしていく。その中でもオンライン会議は

ですね、これまたコロナにいつ入るかまたわかんないわけですから、そういうことをあわせてですね、やるとかやらないとか別にしてできるようにはしておいたほうがいいんじゃないのかなと。これは私はそう思います。

で、研修の実施です。研修、これは何回も何回もですね行っていただいて、うまく使えるかどうかは別にしてですね。でも一通り、全部の議員の皆さんが使える、使ってみたら意外と簡単だっていうことを理解いただくと。そしてやってみようじゃないかということ、進んで考えていただけるような程度まで研修を行って、なおかつ何かあったら聞ける。ヘルプデスクっていうのは、問合せの窓口って意味ですけど、これを常設で設けていきます。ただこれもお金がかかりますから、どうするんだっていう話は考える必要があります。それから運用をして、実際評価をして見直しをしていく。これは当然のことなんですけれども、使い方が1回決めたんだけれどもそのやり方でいいのかどうかということ、何回か見直しをして、1番いいやり方に変えていく。これを進めていく必要があります。

推進の項目です。これ、表の中細かいんで、大きな項目だけお話をしますけれども、まずは情報共有を円滑化する、迅速化をする。事務局から議員の皆さん、議員の間、それから議員と執行部の間、いろんな書類のやりとり、資料のやりとりがありますけれども、これをですね、いつでもどこでもやりとりができて、時間を有効活用できるようにする。

それから会議の高度化です。質問あるいは説明等がですね、的を射た説明であったり、あるいは質問であったりですね、っていうことを、しながら議論を深めていくという必要があると思います。

それから議会活動の見える化、透明化です。これもさっきお話をしました。オンライン中継、あるいは録画の中継、あるいはさらに詳しい議事録をですね、できるだけ分かりやすく公開していく。議事録を自動的に作るような装置もあります。そういう機械もありますから。今、どうやってやられているかわかんないですけども、まあ委託でしょうね。事務局の人が一生懸命やってるのかどうか、もしかしたらそうかもしれませんけれども。できるだけ使える機械を使って、手間を省いていく、時間を短縮していくのがいいと思います。

それから住民とのコミュニケーションの高度化をする。

そうして町の住民とか町の課題の発掘、発見に役立てていく。こういうことを経ていく必要があると思います。

課題ですけれども、操作の仕方、活用方法を十分にサポートする必要があります。

それからデジタル人材の確保と配置。これは現状、どうなってるかちょっとわからないですけども、知識とかスキルを持った職員を事務局に、手厚く配置する必要があるだろうと思いますし、また執行部の支援も必要です。

それから3番目ですけれども、利用とか運用のルール。これは、全議員の皆さんがですね、納得した上で、ルールを作って、そしてそれを守ってということが必要です。

以上、ちょっと後半がですね、早口になってしまいました。どうも御清聴ありがとうございました。

(拍手)

西内(健)委員長 廣川様、ありがとうございました。

(3) 質疑

西内(健)委員長 それでは、続きまして、質疑に移らせていただきたいと思います。
先ほどの御講演や、議会のデジタル化全般などにつきまして、御質問がございましたら、お願いをいたします。挙手でどうぞ。

大石委員 どうもありがとうございました。非常に分かりやすいお話で、全体的なことも理解しましたけれども、1点、茨城県議会の御紹介をいただきましたけれども、都道府県議会レベルで最も進んでいるといえますか、今見ると茨城県議会はかなり多岐にわたって取組をされてますし、出欠とかです。そういうある種、単にデジタル機器を導入するというだけではなく、仕組み自体を変えられているということで、そう思いましたけれども、茨城県議会以外でこうした先進事例っていうのはほかの都道府県であるのでしょうか。

廣川アドバイザー 先ほど御覧いただいた16というのは割と進んでると思いますが、その中でやっぱり抜けているのは茨城県と大阪府だと思います。

大石委員 大阪府は、茨城県の今説明いただいたこと以外に何か特筆するような取組、大阪府ではございますか。

廣川アドバイザー そうですね、大阪府は、早く始められたということと、それから、委員会の理由、オンラインの理由がですね育児・介護は初めて入れたという点が進んでいると思います。

大石委員 それと茨城県議会の場合、住民との意見交換会をオンラインで行ったという御報告をいただきましたけれども、これは例えば我々高知県議会は、そもそもそのオフラインでもそういう会をやっていないんですけれども、茨城県の場合はもともとそのオフラインといいますかね、そのアナログですべて対話集会をやっていた上で、今度オンライン化したのか。それともオンラインを導入したから、そういう会は改め、新しく始めたのかこれはどちらなんでしょうか。

廣川アドバイザー もともと議会報告会という形で、オフラインでというか集会の形でやっていたものを拡張したと承知しています。

大石委員 それと最後ちょっと細かいんですけど、議会内にWi-Fiを導入したという事例がありましたけれども、我々もそのWi-Fiを議会の中で導入したいと思ってもですね、なかなかその県の持っているシステムとの整合性とか、こういうところでちょっと難しい課題があったりするというふうに聞いているんですけれども、この議会で導入した場合は、これ議会で独立してやっているのか、それとも本庁といいますかね、行政側と連携させての動きなのかこれはどちらなんでしょうか。

廣川アドバイザー 議会は別にやっているところが多いと思います。行政は行政の中だけで閉じてい

る情報をですね、セキュリティを守らなきゃいけないということがありますから、そこは分ける必要があると思います。

大石委員

ありがとうございます。それと、最後にしますけれども、茨城県議会が、あるいは大阪府議会ですかね、ここが都道府県レベルでは先駆的にやられているという中で、いわゆる費用負担ですね、予算、これは将来的に効率化を求め、効率化というのもうたってますから、将来的には削減できる、ペーパーレスとかそういうことで削減できるにしても、当初は、一旦予算がちょっと必要だというふうに思うんですけども、茨城県の場合でどれぐらいこれを、オンライン化進めていくデジタル化を進めていくに当たって予算要求したのかとか、その辺り少し教えていただけませんか。

廣川アドバイザー

ちょっと予算とですね、それからどれぐらい効果があったのかという、今、手持ちで持っていないんです。ごめんなさい。戻るとありますけれども、例えば紙はどのぐらい削減できたとかですね、というふうに積み上げているものはありました。それからやり方によって金額はいろいろ変わりますから、予算がどのようにかかったというのは、これはほかの事例が参考になるかどうかというのは、ちょっと何とも言えません。

大石委員

関連でちょっと本当にこれで最後にしますけど、チャット機能とかそういうものとかファイルの共有とかありましたけども、これ既存のいろんな民間のサービスを活用すれば、安価でできると思うんですけども、一方でセキュリティーの問題もありますし、こういう先進的に取り組まれているところは、自らシステムを組んだりアプリを開発したりとかいうところでセキュリティー担保してるのか、それともそのそれなりの民間のサービスを活用しながらやられようとしているのか、大体、今の勢ってのはどんな感じなんでしょうか。

廣川アドバイザー

大体出来合いのサービスを活用しています。ですから、それでかなりですね、セキュリティ的には支障がない、というふうに理解をしています。

大石委員

ありがとうございました。

西内(健)委員長

ほかにごありませんでしょうか。

横山委員

御説明ありがとうございました。

中で一つ、大きな方向性の一つとしてですね、その議会の政策立案機能を強化していくということで、これも大変に重要なことだと思っています。我々も膨大な資料の中からですね、何かこうひとつキーワードで、タブレットで検索できたり、前の議会でどんな議論していたんだとかいうことを引っ張り出せたらですね、かなり相当その政策立案に対してですね、寄与するものなんだろうというふうに思ってますけれども、例えば、このタブレット端末を使うことによって、議員の政策立案とか、いろんな行政監視機能とかですね、その辺がどういうふうに変わっていったかっていう一つそういうエピソード等をお聞かせいただけたらなというふうに思いま

す。

廣川アドバイザー

それぞれいろんな使い方はされていますけれども、まずは文書を探すのがすごく、すごく素早くなる。ということはこれは使っておられる方はもう皆さん異口同音に話をされますし。それから、その執行部からもらった書類、過去の書類も含めてですね。あれはどこ行ったらここ行っただっていうのを探すのがものすごい大変ですから。それが、手間をあんまりかけずにですね、できるようになります。もっとも、その手間をかけないで探すためには多少工夫も必要です。そのしまい方とかですね。データ文書格納の仕方というのが。これがそれぞれ議員が個別でおやりになるか、あるいは会派でまとめてやるか、ということなんですけれども。それまで議会事務局にやってくれってのはちょっとそれは無理だと思いますから、それは御自分でやっていただいて。ただ、いざというときには検索できますから、探しようがあると思います。

それから、さっき話した議事録の全文検索なんかできるようにしているのがですね、小樽の市議会です。たしかやっているとしまして。小樽市議会では、全文検索をした中からキーワードを出しましてですね、それを、まだこれからなんですけれども、GISに展開したら、さっきちょっとお話をしたような、この土地の議題となった話一回もないよねとかっていうことが、どんどん明らかになってくるんだろうというふうに思います。そんな使い方これからですけども、それはちょうど議長会でですね、令和4年度のテーマとしてそういう話もし、検討しようという課題にもなっています。

横山委員

ありがとうございます。そんな中で、例えば導入すると、整備するということになった場合に、そのスモールスタート、小さく始めるっていうことを、先生おっしゃられましたけど、大体どういう、デジタルを進めるに当たって、どんなスモールスタートってのはどういうイメージになってくるんでしょうか。

廣川アドバイザー

さっき、いろんなメニューとかやってみたらどうかという後半のほうにも幾つかお話ししましたが、この辺、情報の共有とかですね、会議の高度化とか、幾つかお話をさせていただきました。この中から例えばこれからやってみたらどうかって、例えば、一番やりやすそうなのは、オンラインでの会議をします。これは特にやろうと思えば、すぐにできます。それからペーパーレスというのも、これ出来合いのアプリがありますから、それさえ活用すれば、多分、ちょっと覚えたらすぐできます。というあたりから始めていくほうがいいと思うんですね。それでただ、道具は、それは一遍に買わないとしょうがないですから。道具を買うなり、リースをするなりというのは、これは全議員に同じものをですね、同時にあつらえる、それか、借りるかですね。あるいは電波が必要ですけどWi-Fiは必要です。ただWi-Fiも本格的に入れるのか、それから取りあえず、少し遅くてもいいから、遅いやつでやってみるのかってというのは、それはあるとは思いますが。ただ、どうせやるんですがそんな値段変わるわけじゃないんで、全員が同時につかないでも使えるぐらいのものをいれておいたほうが、無駄金にはならないだろうというふうに思いました。

R4.5.18 議会デジタル化検討小委員会

- 横山委員 ありがとうございます。あとオンライン委員会の条例の中でですね、大阪府のほうで、子育てと介護も入ってるっていう御説明がありましたけれども、それ結構今からこういう流れになっていくのか、そういう議論が、子育て・介護も入っていくような議論が結構されてきているのか、その辺の現状をお聞かせください。
- 廣川アドバイザー ほかは、どうお考えなのかっていうのは、そこまでしません、個別に当たれていないんですけど。今やっぱり、どういう状況でもですね、議会に出席ができるということを担保するというのは、考え方としては大事な考え方ではないかなというふうに思います。
- 横山委員 分かりました。ありがとうございます。
- 西内(健)委員長 ほかにございませんでしょうか。
- 大石委員 すいません、ちょっと1点忘れていたというかこの今日の事例の中で、我々委員会とかやる場合ですね、今回、デジタルタブレットを導入して委員会に持ち込んで資料を見るという話がありましたけれども、その絵の中で、執行部側もですね、システムを共有して、例えば答弁するのに伝達していくとかそういうふうなことを盛り込まれてましたけれども、やっぱりこれ一体で執行部側とやらないと、ある種差が出てしまうというかと、そういうこともありますので、それも非常に重要だなと思うんですけども、先進的な地域ではその辺り議会と執行部の関係というのはどういう状況かというのを教えていただきたいと思います。
- 廣川アドバイザー それはいろんなやり方はありますけれども、議員の持っているのと同じものを執行部もある程度用意をするという、やり方が1番合理的だと思います。一般の執行部の職員がですね、普段の仕事に使ってますから、そういう業務用のものを兼用するというのはちょっと無理があるような気がしますので。それはですから、議会用は議会用をということで。執行部の職員も、その議員の皆さんも使えるものを、会議をするときには同じものを使うと。そうすると、画面が自動で動いたりするんですね。執行部も、例えば説明者が画面を動かすと、同じように議員の皆さんがですね、見ている画面が自動的に動いたりするんですよ。紙の場合にはですね、次のページをおめくりくださいっていうじゃないですか。その代わりに、執行部の職員が、読みながらそのページをめくると、同じように議員の持つるタブレットの画面が動くんですね。そういうような仕掛けのある、アプリもあります。それは必ずしもいいっていうんじゃないんですけど、そこはだから実際現物を見ていただいて、こんなもんかというふうにお考えいただくのがいいんじゃないですかね。
- 大石委員 それと加えて、我々、常任委員会とかでもある種自由発言というか、事前通告なしで議論するんですけども。これ、高知県議会のいいところだなと常々私は思ってるんですけども。そういう中で、議論を深めていくに当たってですね、執行部側も我々も本来はですね、ここに、通信環境があって、例えば以前の議事録なんかもすぐ検索できるとかですね。あるいはその執行部側も、あまりにもその細かい質問が例えば議会から出て、いやちょっと答えれませんか。午後からもう1回答え直し

ますとかっていうんじゃないくて、そこで通信環境があれば、すぐ本庁に連絡を入れて、すぐ答弁ができるとかですね。そういう意味では、ここにあるWi-Fiを委員会中なんかも活用して、通信もある種可能にしながら、審議をしていくっていうのが、本来あるべき形だと思うんですけども、先進的なところはそういうところまで、解禁といいますかね、表立って書いてそういう活用の仕方っていうのがあるんでしょうか。

廣川アドバイザー

それはですね、兼用にするんじゃないくてダブルにしたほうが、多分話が分かりやすくて、いいだろうと思います。執行部がもともとふだん使ってるパソコン使ってもらおう。使うと同時に今、両方見ると、両方見るとその机の上はちょっとごちゃごちゃしますけれども、そこはそういうやり方をするというのがいいんじゃないですかね。そこは話し合っていて、やり方を考えてみるというのが、いいのではないのでしょうか。

大石委員

すみません。通信、その委員会中の通信自体は認めてるんですか。今も先駆的にやっているとこでは。

廣川アドバイザー

もちろんです。

西森副委員長

先生、今日はありがとうございました。
少し教えていただきたいと思いますが、この資料の23ページですね、総務省の通知の抜粋というところなんですけども。この中でですね、間に対する答えの中で、委員会を開催することは差し支えないと考えられると。その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため云々というところがありますけども。ここもう少し、このイメージがですね、ちょっとなかなかこうできにくいのかなというふうに感じるわけなんですけども。ここをもう少し詳しく教えていただければと思います。例えばその、セキュリティ対策っていうのはどういう形でされているのかとかも含めてですね。

廣川アドバイザー

まずですね、カメラを使って、どういう感じにいるのかっていう確認ができますから。だから、そのオンラインで出席する議員の人が、どういう場所で、自分の部屋だとかですね。あるいは何かどっか会議室みたいところで参加をしているのかどうか。それから周りにほかの人がいるのかどうか。というようなことを確認をするということが前提になります。そうすると、変な話ですけど、自分の意見じゃない意見を、誰かほかの第三者に言わせられるというようなことも、考えられないわけじゃないですから、そういうことがないようにするというのは確認をする行為が必要になると、そういった意味で書いてあります。

西森副委員長

なるほど。例えば、自宅で、具体的にいうと、コロナの濃厚接触者になりました。自宅待機になりました。自宅でオンラインでですね、委員会に出席をします。その場合に、例えば、家族なんか周りにいるという、その取扱いなんかはどういう取扱いになりますか。

R4.5.18 議会デジタル化検討小委員会

- 廣川アドバイザー それは、ですから、その会の委員長なり議長なりの御判断だろうというふうに、
思います。
実際に看護、介護している場合には、同じ部屋に介護をする方とか、あるいは子供
がいたりするというふうに考えられることですから、それはまあ、何ていうんで
すかね、どうしてもそれは駄目だということにはならないんだろうというふうに思
います。
- 西森副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。
あと先ほど、大阪府で育児・介護もオーケーにしているっていう話がありました
たですけれども、この育児・介護等になっている、これは育児・介護以外に、ど
ういうものがこの等には含まれているか。
- 廣川アドバイザー すみません。ちょっとそれは、申し訳ないけどちょっと大阪に聞かないと分
からない。すみません。
- 西森副委員長 分かりました。ありがとうございます。
- 横山委員 政策的なものでね、我々がしっかり深掘りしていくっていうことにデジタル技術
を使っていくっていうのは重要なことだろうし、こうなっていく、行くべきだとい
うふうに思っていますけど、その中においていろんな予算をしっかりと確保して
ですね、やるために、県民の理解をしっかりと得ていかなければならないという中
において、この住民と議会との関係の再構築。これ、これも大変重要なことだろ
うというふうに思っていますけど。例えばこのデジタル、議会のデジタル化によっ
て、先ほど先生がおっしゃられましたけど、都道府県議会でちょっと住民と距離が
あるんじゃないかと思われがちなところもあるようなところにおいて、その関係
がですね、再構築できたとかいうようなそういうような事例があったらですね、
それもお聞かせください。
- 廣川アドバイザー ごめんなさい。ちょっとその結果がどうかという話までは、すみません調
べていないんですけれども。チャレンジをし始めている、そういう自治体は結構増
えています。特にそうですね、都道府県の話はちょっと、わからないんですけど、
市議会レベルですとかなり数が増えてますから、議会報告会をオンラインでやっ
てですね、すぐにそこで答えていただいてということで随分満足感が得られてい
う、そういう自治体が、議会がですね、増えつつあるというふうに理解をしてい
ます。
- 横山委員 県議会としてもですね、これをデジタルを使って、様々な皆さんの声を
ですね、さらに拾い上げていく、それまたいろんな使い方、これからいろいろ考
えていかなければならないんだろうと思いますけど、この県民とのコミュニケーション
をさらに図っていくということに関して、まだいろいろ勉強させていただきたい
なというふうに思っていますんで、ありがとうございました。
- 上田(貢)委員 この5ページの、オンラインによる議会報告会。直接対話できる機会を拡大する

とあるんですね。私も今月、県政報告会というのをやるんですけども、オンライン参加っていうのを一応入れたんですね。今までそういうのなかったですね。ある議員さんが、それで5分の1から6分の1ぐらいがオンライン参加だったって聞いたんで入れました。ま、そこまでは行けないけども、すごい数、オンラインで参加していただくことになって。いや今日の先生のお話聞いて、これはもう本当に、我々議員の活動ってのが、どんどん本当変わっていくなっているのを本当に私は実感してます。ありがとうございます。

あと1点かまいませんか。ちょっとこれはまた、ちょっと話が変わるかもしれないけど、高知工科大学で、データイノベーション学部っていうのが、議論があってですね、そこは要は、データサイエンティスト、いわゆる様々なその意思決定局面においてですね、そのデータに基づいて合理的な判断をするという、そういう方を養成する学部なんですけども。そういう生徒を育てても高知はそういう受け入れる企業はないからっていうことで、この話がおじゃんになったんですけども。先生の話を知ると、こういうデータの話が、随分出てきてまして、先ほども。こういった、今後やっぱり必要になってくるんじゃないかという気がしているんですけども。どうでしょうか。

廣川アドバイザー

今、私の知ってる大学で、多くの大学でデータサイエンティストを養成するところですね、あれデータ科学とか、数学科の中にそういう学科を設けるとかかっていうところが、ものすごい増えてます。で、それはなぜかっていうと、一つには、人工知能というような、どっちかっていうと科学技術という意味合いもありますけれども、でも、公共政策の場でも、いかにデータを活用していくのかということがですね、非常に重要な課題だというふうにとらえられているんだというふうに思います。非常に重要なことだと思いますし、今後ますますニーズは高まっていくだろうというふうに思います。

上田(貢)委員

NTTさんとかねソフトバンクさんも、そういうサイエンティストを養成してますし。今も、遠隔でね、いろいろ、工事なんかも、例えば、クレーンをね、それで、遠隔であつたりとかねそういうありますからね。そういう、やっぱり必要になってくると思いますよね。ありがとうございました。

米田委員

どうもありがとうございました。
一つは条例化されたところ10幾つかあって、実際にやられて、議員の評価と、住民の皆さんが何かこう評価してるとかしてないとかいう、そこで何か資料的なものはありますか。

廣川アドバイザー

ちょっとそのネタが、置いてきてしまったんですけども。やって、割と簡単にできたという議員さんの声。それから、住民の声というのはまだそこまで調査するまで及んでいないものですから、それはまだないんですけども、取組がどんどん広がっている状況に今はあると思います。

米田委員

それと、先ほど、保育とか介護の場合もという話。例えば高知県も、子供連れの若い女性、お母さんたちの、傍聴も含めということで、保育室をつくろうというこ

とになったわけですよ。

廣川アドバイザー

いいですね。

米田委員

いや、コロナがあって、実際できていないんですよ。ほんで、一般の人から見たら、確かに大変だけど、保育が必要な人、介護が必要だったら、ちゃんとやっぱりその体制をとって、議員が参加できるというふうにするのが普通だと考えたわけですよ。それが筋ではないかなというふうな、市民から県民から見たら、そんな思いせんかなと思うんですけど、そこはあまり問題にはなりませんか。

廣川アドバイザー

そう思う人もいると思うんですけど、時代が変わってきてましてですね。今そういうことだと、参加をしてくれる人がいなくなってしまう。そのほうが大きいと思うんです。その、長い人生の間にはですねいろんな支援があると思うんですよ、これは女性だけじゃなくて男性もそうなんですけど。親の介護とかね。それはありますから。そういうことを乗り越えても、やっぱり議員活動ができるということってすごく大事ですし、またそれを超えてですね、いろんな人にいろんな意見をいただく。多様性というふうに言いますが、それが、いかにいろんな人からいろんな意見が聞けるのかっていうのが、これはものすごく大事なポイントだろうというふうに思います。

米田委員

僕も介護とかでね、参加できる、するために、その介護なり保育を、ほかの制度によってみてもらおうと、サービスを受けると。いうことをする体制を整えたほうが、いいんじゃないかなというそういう思いで、発言させていただきました。

それと最後に、確かにデジタル化ということですけど、片や住民の皆さんに情報も提供する、意見も聞くとかいうことになる、やっぱり基本は、議会の公開、これ一番大きいと思うんですよ。この間、高知県議会もずっと、県議会基本条例も作ってきたし、インターネット中継もしていますし。それが1番の、議論が集中的に行われる議会の常任委員会では、公開できていないんですよ。ほんで私は確かにデジタルで云々という参加のこともありますけど、一番、県民の皆さんに情報提供すると。公開することになると、私はねやっぱりここに、高知県のそういう良い面、自由に議論できる、ある意味ね。そういう常任委員会の公開も、あわせてやっぱり、検討すべきじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう声はあんまり出ませんか。

廣川アドバイザー

いや、おっしゃるとおりだと思います。非常に重要なポイントで、それも本当にオンラインで、開催をしている時もそうなんですけど、録画でも見ることができるというようなこともやられてる議会もありますから、昼間働いている人はなかなか見えないんですけど、時間があるときに見てもらったら、もうそれは大変、大変いい話だと思いますから、ぜひお取り組みいただけたらというふうに思います。

田所委員

御説明ありがとうございました。非常に分かりやすかったです。

デジタルインクルージョンの話とかも、いろんな人がですね、それを受入れてやっていくという方向性、分かりやすい話でそうあるべきだと思います。その中で

すね、推進の検討手順のイメージというところで、研修の実施であったりとか、その運用評価見直しで、全部の議員と関係者が活用できるように配慮していくって、みんなが足並みそろえて、執行部も議員も足並みそろえてって大事だと思うんです。やっぱりふだんから使ってる頻度であったりとか、データリテラシーのこととかあって、それぞれやっぱり個別あると思うんですけど、そういうとこにいうたら、サポート体制、ヘルプデスクの話出ていましたけど、大体ほかの県さんとかがどういう体制でどれぐらい研修やっているのかとか、その、個人差にもよると思うんですけど、状況とかにも、どんなふうに行っているかっていうのがもしお分かりだったら教えていただきたい。

廣川アドバイザー

詳細なことならすみません、ちょっとつかんでないんですけど、かなり丁寧にやられてると思います。

それで、いろんな議員さんがおられますから。あんまりあれこれ言わなく説明しなくても自分でできる人もいますしですね。そうではない議員もおられる、これはもうしょうがないと思うんですよ。やっぱり何か、目にきちゃうとあってありますから。私も最近、目に来るようになったんですけど。中々でもそれはやっぱり、年代によっても違ったりしますんで、同じようにはいきませんけれども。できるだけ分かりやすいところから覚えていただいて、まずその抵抗感をなくしていただくということから、少し時間をかけてやっていくのがいいんじゃないのかなというふうに思います。具体的にはやってみながら、わかんない方にはもう何回でも同じことをやっていくということを申し上げるしかないんですけども。それをじゃあどうやってやるのかっていうと、事務局ができる体制があればいいんですけど、それがなければ、委託をして、そういうものを事業者に、ヘルプデスクを頼むという方法も、まあお金がかかりますよね。そういうやり方もあります。

あるいは会派の中で、若手の方が、年配の方に、教えてさしあげるとかですね。いろんなことをしていくというのがいいんだろうというふうに思います。それ1番大事なのは、日頃から使うことですよ。これが1番大事。使っていると、さっきはちょっと話がそれちゃいますけど、よく高齢者にスマホの使い方を覚えてもらうための講座ってよくやってんですけども、その中で1番いいのは、お孫さんとやりとりをするときにユーチューブを使うっていうのをですね、やって、それも使いこなしてる80過ぎのおじいさんとかおばあさんいっぱいいますから。それは本当に見習うべきところがあると思いますし。それが本当の意味でのデジタルインクルージョンだというふうに思います。

大石委員

すみません。最後に、冒頭、先生から我が国のデジタル化が非常に遅れているというお話がありまして、我が国の中でも議会は特に遅れているんじゃないかと思うんですけども、そういう中で海外の議会などの先進事例とかいうのをもし先生が情報をお持ちであれば、御紹介いただけないかと思うんですけども。

廣川アドバイザー

例えばエストニアという国があるんですが、バルト三国の1番北のほうにある。そこは行政もデジタル化も進んでいるんですけど、議会も進んでいまして、オンラインで出席をする議員の方が3分の1ぐらいいるという記事を読みました。

R4.5.18 議会デジタル化検討小委員会

- 大石委員 ほか、出席っていう仕組みとかシステムとかそういうところでは、何か。
- 廣川アドバイザー ごめんなさい。それ以上細かいのは、読んでないんですけど。国のホームページを見ると、その辺りも書いてありますから。ちょっと私、そこまで読んでないんですけど。
- 横山委員 進めていく上ですと、議会事務局のデジタル人材が、配置する必要があると、知識スキルを持った職員、順次配置する必要がある。というふうに今、議論をこれからスタートする中で、進めていくという方向性であればですね、事務局のほうにもデジタルの人材というものの確保、配置していくということは、同時に検討もしていかなければならないというふうに思うんですけど、例えば、他県の事務局でこういう人材を、どういうふうに配置しているとかどのような仕事をしているとか、例えばそういう部署を作ったとか、何かそういうものがあれば、ちょっと、他県の事例をお聞かせ、デジタル人材、事務局に対する人材に関して、お聞かせください。
- 廣川アドバイザー 執行部のほうで、デジタル関係の仕事をしているセクションがあります。情報何とか課という、多分総務部にあったり、総務局にあって、体制はいろいろあるんですけど、そこから人材をですね、送り出してもらっているというケースが多いです。ちょっと都道府県の事例ではなくて恐縮ですけど、私が現役のときに、横須賀市議会に対して私の部下の職員をですね、入れかわり立ちかわり何人か送りましたから、その連中が、いろいろ、具体的なことはお手伝いをさせていただいて、進めさせていただいた経過があります。
- 横山委員 そういうデジタル人材の確保とか配置とかも含めてですね。やっぱり他県で進んでいるところを、実際その視察したり見たりして、こういう進めていくってことは有効なのか。それからオンラインで、デジタルの話なんでオンラインで、それを視察するほうがいいのか。そのようなこう、進めていく上で、他県を、どう他県の先行事例どんなふうに研究していつてるのかなという、そういう他議会の動きとかちょっと、教えていただけますか。
- 廣川アドバイザー 現実には1番いいのはですね、例えば大阪府とか茨城県とかっていうのに、聞いてみて、どうしてるのかって話を聞いてみるのが多分1番いいと思いますよ。それで人材どうしたのっていう話を、聞きながら進めるのがいいんじゃないかと思います。執行部で、技術に詳しい人間というのは、技術のことばかり詳しい人もいますよね。だから、そういう人が必ずしもいいわけと言えないと思うんですよ。議会の、例えば委員会のやり方がどうかですね。正副委員長との何か打合せをどうやってやればいんだらうかって、いろいろあるじゃないですか。それもある程度分かりながら、多少、そんな詳しくなくていいと思うんですけど、多少はデジタル技術のことも入り口ぐらい分かる。そんなに詳しい必要はないんですね、例えば、いろんなシステムを自分で作るかっていうようなことではなくて、あるものをうまく利用できる、ということがいいんじゃないかなと思うんですね。

- 横山委員 はい、ありがとうございました。
- 西内(健)委員長 それでは、大体予定していた、時間も経過をしまいいりましたので、ここで質疑を終わらせていただきたいと思います。
- 本当にですね、議会のDXということで、自治体DXでデジタルに合わせた自治体の在り方とかいうこともお話しがありましたし。議会もですね、デジタルに合わせた、議会の在り方、また、デジタルをどのように利用していくかっていうこと。本当に貴重な御意見ありがとうございました。
- (拍手)
- 西内(健)委員長 それではですね、廣川様は、御都合のためここで退出をされます。本日は遠方よりお越しいただき、貴重なお話をいただきましてありがとうございました。改めて廣川様に拍手をお願いいたします。
- (拍手)
- 西内(健)委員長 本当にありがとうございました。
- それではここで5分ほど休憩をいたしたいと思います。
- 再開時刻は午後3時5分といたします。
- (休憩)

2. 今後の検討の進め方について

- 西内(健)委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
- 今後の検討の進め方について、協議いたしたいと存じます。
- 先ほどの講演では、地方議会でのデジタル化の必要性や、他県の動向などについて、御説明いただきました。こうしたお話をお伺いしますと、本県議会でも、デジタル化を進めていく方向で議論をすべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 講演もお聞きした皆様の率直な御意見をいただきたいと思います。
- 米田委員 必要なものはね、せないかんけど、全てが全てオンライン化の方向かというのではなくて、その一つ一つやっぱり、吟味しながら、よいものは取り入れていくというようにしてもらわんと、一度にデジタル化という、そんなこう、ニュアンスではいかんというのを思うんで、そこは十分慎重に検討しながらしていただきたいと思います。
- 大石委員 デジタル化といっても、いろんな側面がありますから、特に結構、技術的な話に先走ってしまったりすると思うんですけど、今日の話聞いてもやっぱり、木を見て森を見ずみたいなことではなくて、やっぱり全体的にね、どういう活用の仕方があって、何を目指してるのかというところを、まず議論するのが大事だと思いますので、先進地域をですね、できたらエストニアがいいんですけど。大阪府を1回見に行つて、今日の茨城県の話でも、やっぱりただデジタル入れるというか、入れた先に何

があるのかということをちゃんと議論してやってるなという感じがしましたので、ぜひそういうところを見に行けたらいいんじゃないかなというふうに思います。

横山委員

大変本当に勉強になったし、絶対これからの、若い人もね、政治に、県政に興味持ってもらうためにはですね、絶対デジタル化っていうのを進めないかなというふうに思ってます。

それと同時に南海トラフ地震もね、発生確率も高まっている中で、本県としても、なくてはならない機能だというふうに感じましたし。一方でやはり、県民の十分な理解が得られるように我々もしっかり議論を尽くしていきたい。進める方向で持っていっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

西森副委員長

今、それぞれ話が、米田委員のほうからも、一遍にやってもいけないね、いろんなこと、一遍にってのはなかなか難しい部分もあるかもしれないという話もありましたけども。ある程度のやっぱり方向性をですね、明確にしながらやっぱり進めていくことが大事なのかなというふうには、思っております。やはり、なかなか時間的にですね、限られたもうこの任期、我々の任期もですねもう1年を切ってるという状況の中でですね、どこまでそういった形にしていくことができるのかという部分もありますし。本当に先ほど言われた、全部を一遍にっていうのは難しい部分があるかなと思いますので、先ほど先生のほうからも、スモールスタートというような話もありましたので、できることからやっぱりやっていくべきだろうと思うし。あと、最終的にはですね、議会としてのデジタル化推進の計画みたいな方向ではいくんでしょうけども、まず基本的な方向ということですね、やっぱり、示していくというのが大事なのかなというふうには思いますけども。例えば、まだデジタル化の必要性なんかについてですね、危機に強い、議会の在り方というのをどう目指していくのかとかっていう、ちょっとまず、絞り込んだ形の中で、あとはそれを具体的な事としてどう展開できるのかっていう、ことについてですね、検討もしていければというふうに思いますけども、その辺り、何かその、どうなんでしょうね。例えば事務局あたりで、そういうことに関して説明できることっていうのはあるんでしょうか。

書記

デジタルの推進協議会がございましたので、そちらのほうで、意見が出された資料を作成しておりますので、そちらのほうをお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

西内(健)委員長

はい。

(書記、資料配付)

書記

ただいまお配りした資料は、デジタル化推進に関する協議会において、いただきました御意見を取りまとめたものになります。昨年度、議員有志により、県議会のデジタル化について検討する任意の協議会が立ち上がりまして、検討が行われておりました。その中でも、デジタル化を進めるためには、基本方針といったものを立てて、検討を進めていくことが必要ではないかとの意見がございましたので、この

ため、こうした方針の柱とといいますか、デジタル化を進める背景と、それを受けて何を目的とするか、整理をするために協議会メンバーから意見を求めました。お配りいたしました資料は、その際いただいた意見をまとめたものでございます。まず、表の左側、1背景を御覧ください。なぜ、議会のデジタル化をする必要があるのかについての御意見を取りまとめたものになります。

議会のデジタル化を行う必要がある背景として、意見をいただいた議員皆様全員が、コロナ禍や、南海トラフ巨大地震などの災害の発生時にも、議会の機能を維持できるようにすることが求められているといったことを挙げられております。その他の御意見としましては、1人目の御意見には、住民とのコミュニケーションツールの多様化への寄与。2人目の御意見には、県民のオンライン傍聴を可能とし、議会審議などへのアクセスの多様化を保障する。3人目の御意見には、社会の変化が素早く激しいことから、情報収集と情報処理、意思決定にスピードが求められると。膨大なデータの分析をもとに、確からしさのより高い政策を選択することが可能となった。4人目の御意見では、情報化社会にあつて、社会の状況へ対応することが必要といったことが挙げられております。

次に右側、2デジタル化の目的の欄を御覧ください。こちらは、1背景を受けて、何を目的としてデジタル化を進めていくのかについて取りまとめたものになります。意見をいただいた議員全員から、コロナ禍や、大規模地震、その他の災害時においても危機管理を行い、議会機能を維持できる、危機事象に強い議会を目指すことが挙げられております。その他、デジタル化の目的の御意見として、個別には御説明しませんが、業務の安定化、円滑化、効率化、県政課題や県民のニーズへの迅速かつ的確な対応、あるいはデータの蓄積、ペーパーレスによる省スペース化、コスト削減、情報劣化の防止、事務局の働き方改革などの御意見がございました。

なお協議会では、御意見をいただいて、終了しておるところでございます。整理等まではできておりませんので、背景と目的が少し混在しておるかと思われませんが、御了承をお願いします。

以上で説明を終わります。

西森副委員長

はい、ありがとうございました。

デジタル化の推進に関する協議会っていうのをですね、以前、小委員会の前に有志で立ち上げて、いろんな議論もしてきたところではありましたが、そういう中で、ここでも先ほども言わせていただきましたけれども、やはり、コロナ禍であるとか、また災害時に対応した議会というのは、どういう形で進められていくのかっていうことも、議論がされてきたところでもありますけれども。取りあえず方向性、また目的としてですね、そういった危機管理というか、危機の状況の中ですね、議会がしっかりと機能を果たせるということですね、一つの目的として置いていければどうかなというふうには思うわけでもありますけれども。どうなんでしょうか。皆さんの御意見を賜ればと思います。

西内(健)委員長

ございませんでしょうか。

米田委員

有志でやられたときの協議会と思うんで、うちは今日初めて正式に、この協議会のペーパーもらったわけで、それはうちとしても参加するに当たっては、この到達

点に当たって、うちで全然協議してないんです。その時間もらわんと、何とも言いようがない。

西内(健)委員長

そうですね。

米田委員

そういうにしてもらいたいです。

西森副委員長

確におっしゃるとおりで、そういう方向でということ踏まえて、1回そしたらね、持ち帰り。

西内(健)委員長

今日の廣川様のお話にもありましたけども、やはりですね、スモールスタートっていうか、我々のこの残りの任期も考えますと、なかなか、多分9月ぐらいには、委員会の取りまとめをですね、議運のほうに提言してというような形で、来年度予算に反映させていかなければいけない。何かスケジュール感も、非常にタイトなものになってきますので、イメージとして、やはりスモールスタートっていうものを考えたいと思いますが、その中で、デジタル化に向けて、基本方針を策定していくのかとかですね、またその目的の一つとして、危機に強い議会というものを据えていくのか、そういったことをですね、次までには、次回以降の小委員会で決定しなきゃいけないと思いますが。米田委員のおっしゃったようにですね、会派に持ち帰って、一旦協議を行っていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

西内(健)委員長

御異議ございませんね。

(異議なし)

3. その他

(1) 次回の小委員会の開催日程

西内(健)委員長

それでは次回の小委員会の開催日程についてお諮りをさせていただきたいと思いますが。

西森副委員長

それと委員長、一つ構いませんでしょうか。

先ほどね、県外の先進事例も見られたらどうかという話もありますが、そこも含めて、持ち帰って、協議して次に参加するという形はいかがでしょう。

西内(健)委員長

そこも含めてですね、参議院選挙もございますからね。日程的なものも、そこもタイトにはなってきておりますので、それらもまた事務局とも相談しながらですね、やっていきたいと思っております。

次の日程ですけども、次回の日程をですね、6月1日水曜日の議会運営委員会の後にしてはと思いますがいかがでしょう。

(異議なし)

R4.5.18 議会デジタル化検討小委員会

- | | |
|----------|---|
| 西内(健)委員長 | 6月1日ですね。午前中です。10時から議運が。 |
| 西森副委員長 | 議運ってどれぐらいかかるものでしょうかね。 |
| 吉岡議事課長 | 30分、40分ぐらいで終わると思います。 |
| 西内(健)委員長 | 終わって、その後、午前中いっぱい終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。 |
| | (なし) |
| 西内(健)委員長 | それでは次回の委員会は、6月1日、議会運営委員会終了後に開催するというごことをお願いをいたします。 |
| | (2) その他 |
| 西内(健)委員長 | 最後に、そのほかで何かございますでしょうか。 |
| | (なし) |
| 西内(健)委員長 | それでは協議事項は以上であります。
以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。お疲れさまでございました。 |